

<重要事項説明書>

「デイサービスセンター九頭竜」

1 事業所の概要

- ・名 称 デイサービスセンター九頭竜
- ・所 在 地 福井県勝山市旭町3丁目107番2
- ・開設年月日 平成 5年 2月 1日
- ・代 表 者 五十嵐 研治郎
- ・電 話 番 号 TEL 0779-87-6306
FAX 0779-87-6308
- ・事業所番号 福井県 1870600044

2 目的及び運営方針

利用者が、可能な限り在宅において、その有する能力に応じ、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行い、心身の機能の維持並びに利用者ご家族の負担の軽減を図ることにより、自立した日常生活を営むことができるようにします。又、可能な限り社会的交流と相互支援の場としての役割を担うことにより、自立を促進することを目的とします。

3 利用料及び支払い方法【介護予防・日常生活支援総合事業】（1月につき）

	項 目	事業対象者・要支援1	要支援2
基本 料 金	総合事業介護費（1月につき）	1,798 円	3,621 円
	利用回数	概ね週 1 回	概ね週 2 回
	契約期間が 1 月に満たない場合（日割り計算）	5 9 円（1 日につき）	1 1 9 円（1 日につき）
	1 回あたりの利用（入退院のほか）	4 3 6 円（4 回まで）	4 4 7 円（8 回まで）
加 算 料 金	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	2 4 円	4 8 円
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に 9.0%乗じた単位数/月	
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	1 回につき 2 0 円（6 か月に 1 回限度）	
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	1 回につき 5 円（6 か月に 1 回限度）	
	科学的介護推進体制加算	1 月につき 4 0 円	
	若年性認知症利用者受入加算	1 月につき 2 4 0 円	
	同一建物からの利用の場合	1 月につき 3 7 6 円の減	1 月につき 7 5 2 円の減
	送迎を行わない場合	片道 4 7 円の減	
利 用 料 金	食 費（昼食代）	8 4 0 円	
	おむつ代等（1 枚につき）	紙おむつ 1 1 0 円 ・ リハビリパンツ 8 0 円 尿とりパット 3 0 円 ・ 清拭タオル 2 5 円	
	レクリエーション等に係る費用	1 月につき 1 5 0 円	
支 払 い 方 法		原則として、毎月 2 7 日（休日の場合は変更）に指定口座より自動引落しさせていただきますが、特別な事情がある場合はご相談ください。	

【通常規模型 通所介護費】（１回につき）

基本料金		要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
	２時間以上～３時間未満	４時間以上５時間未満の単位数の１００分の７０				
	３時間以上～４時間未満	３７０円	４２３円	４７９円	５３３円	５８８円
	４時間以上～５時間未満	３８８円	４４４円	５０２円	５６０円	６１７円
	５時間以上～６時間未満	５７０円	６７３円	７７７円	８８０円	９８４円
	６時間以上～７時間未満	５８４円	６８９円	７９６円	９０１円	１,００８円
	７時間以上～８時間未満	６５８円	７７７円	９００円	１,０２３円	１,１４８円
	８時間以上～９時間未満	６６９円	７９１円	９１５円	１,０４１円	１,１６８円
加算料金	感染症または災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応					
	基本報酬に３％上乘せ					
	科学的介護推進体制加算	１月につき	４０円			
	ADL維持加算	１月につき	３０円			
	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	１日につき	５６円			
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	１月につき	２０円			
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	１回につき	２０円	(６か月に１回限度)		
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	１回につき	５円	(６か月に１回限度)		
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	１回につき	６円			
	入浴介助加(Ⅰ)	１日につき	４０円			
	入浴介助加(Ⅱ)	１日につき	５５円			
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に９.０％乗じた単位数/月				
	若年性認知症利用者受入加算	１日につき	６０円			
	送迎を行わない場合	片道	４７円の減			
	同一建物からの利用の場合	１日につき	９４円の減			
利用料金	食費(昼食代)	８４０円				
	おむつ代等 (１枚につき)	紙おむつ１１０円 ・リハビリパンツ８０円 尿とりパット３０円・清拭タオル２５円				
	レクリエーション等に係る費用	１月につき	１５０円			
支払い方法		原則として、毎月２７日(休日の場合は変更)に口座自動引落としとさせていただきますが、特別な事情がある場合ご相談に応じます。				

介護保険負担について

「介護保険負担割合証」に基づき、利用者負担の割合が適用されます。

4 施設利用に当たっての留意事項

- (1) サービス利用中の食事、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がり頂きます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮頂きます。
- (2) サービスをお休みする場合は、当日の8時00分までに事業所にご連絡をください。ご連絡がない場合は、昼食代がキャンセル料として発生します。
- (3) 火気の取り扱い 指定した場所以外で火気を用いないようお願いします。
- (4) 設備・備品の利用 職員の指示に従ってください。
- (5) 喫 煙 施設内は、全館禁煙ですのでご協力をお願いします。
- (6) 金銭・貴重品の管理 利用者ご自身で管理をお願いします。

5 定 員

1日当たり 30名（介護予防・日常生活支援総合事業含）

6 職員体制

管理者	1名(但し兼務とする)
生活相談員	1名以上
看護職員	1名以上
介護職員	4名以上
管理栄養士若しくは栄養士	1名(但し兼務とする)
事務員	1名(但し兼務とする)
調理業務は業務委託	

7 営業日及び営業時間

- (1) 営 業 日 毎週月曜日～金曜日（祝日は営業）
（年末年始 12/31～1/3 の休み及び事業所が特別に定める場合を除く）
- (2) 営業時間 8時30分～17時00分
- (3) サービス提供時間 基本 7～8時間
（介護予防・日常生活支援総合事業 6～8時間）

8 通常の事業の実施地域

事業の実施地域は、勝山市・大野市内一円とする。

9 サービス提供内容

- (1) サービス計画を作成し、その内容を説明した上で、同意を得、利用者に提供します。又、サービス計画に基づくサービスの提供及び管理と評価を行います。
- (2) 日常生活に必要な介護、世話、食事及び機能訓練その他必要なサービスを希望に添って適切に提供します。
- (3) 利用者及びその家族からの相談、助言等も行います。
- (4) 利用者がサービス内容の変更を希望する場合、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者に連絡する等の必要な援助を行います。

10 個人情報の取り扱い

- (1) 当法人の個人情報取扱い要綱に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族の方に関する個人情報の利用目的を定め、第三者に漏らすことなく適切に取り扱うことに努めます。但し、例外として法令上、介護関係事業者が行う義務として定める事項については、文書で同意を得た上で情報提供を行います。
- (2) 利用者等の安全を守り、防犯、事故防止、事故検証等の観点から施設建物内外の一部に防犯・監視カメラを設置しています。

11 身体拘束

利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他傷の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として身体拘束は行いません。緊急やむを得ない場合については、利用者又は家族の方に説明し、文書により同意を得ます。

12 事故発生時の対応及び損害賠償

利用者に対し、サービスの提供により、事故が発生した場合は、利用者の家族等、市町等に連絡するとともに、必要な措置を行います。又、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。

13 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して、サービスを受けて頂くために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

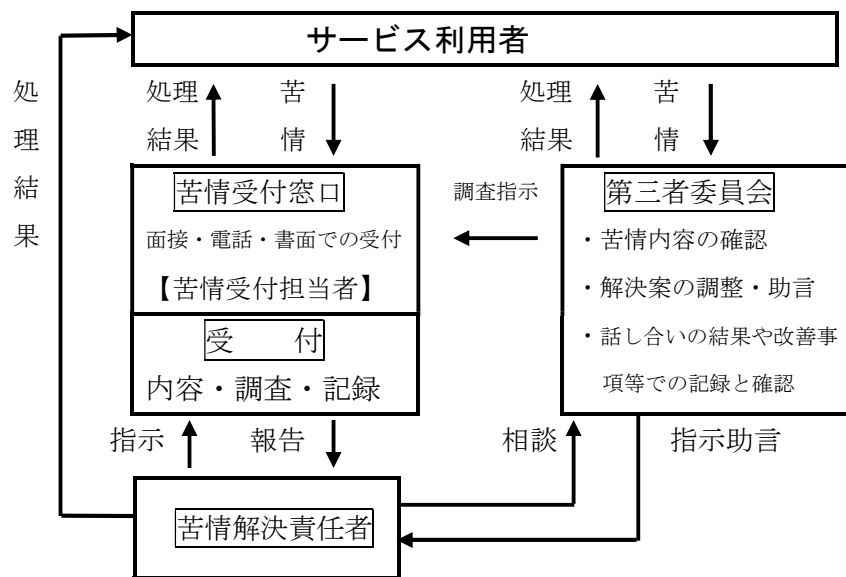
14 非常災害対策

防火設備 スプリンクラー、消火器、屋内消火栓、自動火災報知機、誘導灯
総合消防訓練 避難訓練を中心に、年2回は訓練を行います。

15 苦情及び要望の相談

サービス内容に関する利用者からの苦情に対して、迅速に対応するため、窓口を設置し、事実関係の調査及び説明、改善事項その他必要な処置を講じます。苦情解決責任者及び苦情受付担当者、又苦情処理体制等及び関係機関の受付窓口は、以下の通りですので、お気軽にご相談ください。

苦情解決責任者	五十嵐 研治郎（理事長）
苦情受付担当者	出作 和美
関係機関窓口	福井県国民健康保険団体連合会 0 7 7 6 - 5 7 - 1 6 1 4
	・勝山市福祉健康センター「すこやか」内 健康体育課 介護福祉グループ 0 7 7 9 - 8 7 - 0 8 8 8 ・大野市「結とぴあ」内 健康長寿課 長寿グループ 0 7 7 9 - 6 5 - 7 3 3 3



必要に応じ、第三者委員が助言や立会いを行います。

16 虐待等に関する対応

当事業所では、人権の擁護・虐待等の防止のため窓口を設置し、迅速且つ適切に対応致します。尚、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付窓口、並びに関係機関の受付窓口は、以下の通りとなります。

虐待防止対応責任者	五十嵐 研治郎（理事長）
虐待防止受付担当者	出作 和美
関係機関窓口	・ 福井県健康福祉部 長寿福祉課 0776-20-0333
	・ 勝山市地域包括支援センター「すこやか」内 0779-87-0900
	・ 大野市地域包括支援センター「結とびあ」内 0779-65-5046

17 第三者評価の実施状況

本事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

実施の有無	あり <u>なし</u>	実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	

社会福祉法人 九頭竜厚生事業団 個人情報取扱い要綱

社会福祉法人 九頭竜厚生事業団（以下「法人」という。）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、法人が提供するサービスに携わるものにとって重大な責務と考えます。法人は、保有する、利用者やその家族・関係者の個人情報について、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、且つ自主的なルール及び体制を確立し、以下の個人情報取り扱い事項を定め、これを実行し維持することに努めます。

- 1 利用者から個人情報の提供を求める時は、適法且つ公正な手段によって行います。
又、収集目的、法人（施設・事業所）の問合せ窓口等必要事項を明示した上で、必要な範囲の個人情報を収集させていただきます。
- 2 個人情報の利用は、収集目的の範囲内で、業務の権限を与えられた職員が行います。
- 3 原則として、個人情報を第三者に開示、提供及び預託をすることはありません。
但し、利用者の方に対する処遇や診察、法人が提供するサービス費の請求、行政機関等からの要請、福祉研究等公的立場からの要請により個人情報を第三者に提供する時は、法令上の規定に従い必要な措置を講じます。
又、個人情報を共同利用や、業務委託のために第三者に預託する場合は、当該第三者について調査を行い、守秘契約等によって業務委託先に個人情報保護を義務付け、その他法令上の規定に従い必要な措置を講じます。
- 4 個人情報の紛失、破壊、改ざん、及び漏えい等を防止するため、不正アクセス、ウイルス感染等の情報セキュリティ対策を行います。
- 5 この要綱を、法人が、経営管理する施設・事業所の職員、その他関係者に周知徹底し、個人情報取扱い要綱を堅持します。
- 6 法人は、利用者が自らの個人情報の開示、訂正、利用の停止等の権利を有していることを確認し、これらの利用者からの要求に対して適切に応じます。
- 7 法人は、個人情報取扱いに関する苦情に対し、適切且つ迅速な処理に努めます。

平成 24 年 4 月 1 日
社会福祉法人 九頭竜厚生事業団
理事長 五十嵐 研治郎
デイサービスセンター九頭竜

個人情報保護の利用目的

通所介護並びに介護予防通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業「デイサービスセンター九頭竜」（以下「事業所」という。）では、利用者の権利としてのプライバシーの保護に当たり、管理している個人情報について、利用者目的を以下の通り定めます。

【利用者へのサービスの提供に必要な利用目的】

1 施設・事業所内部での利用目的

- (1) 施設・事業所が利用者等に提供するサービス
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という。）・介護保険法に関する事務
- (3) 施設・事業所の管理運営業務のうち利用者に係る
 - ①入退所（利用開始）等の管理
 - ②会 計・経 理
 - ③事故等の報告
 - ④利用者の介護・医療サービスの向上

2 他事業者等への情報提供を伴う利用目的

- (1) 施設・事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ①利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所・相談支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ②利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ③検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ④家族等への心身の状況説明
- (2) 障害者総合支援法・介護保険法に関する事務のうち
 - ①障害者総合支援法の事務・介護保険法の保険事務の委託に関するもの
 - ②審査支払機関への請求明細書の提出
 - ③審査支払機関又は保険者（支援機関）からの照会への回答
- (3) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1 施設・事業所の内部における利用目的

施設・事業所の管理運営業務のうち

- (1) 施設・事業所が提供するサービスや業務の推進・改善のための基礎資料
- (2) 施設・事業所において行われる学生の実習への協力
- (3) 施設・事業所内外において行われる事例研究

2 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

施設・事業所の管理運営業務のうち外部監査機関への情報提供

<別 紙 3>

しゃかいふくしほうじん く ずりゅうこうせいじぎょうだん ぼうはん とりあつかいようりょう
社会福祉法人 九頭 竜 厚生事業団 防犯カメラ 取 扱 要 領

1. 趣旨

社会福祉法人 九頭 竜 厚生事業団（以下「法人」といいます。）は、利用者等の安全を守り、事故防止、事故検証を目的として、施設・事業所建物の出入り口付近の一部と廊下やパブリックスペースの一部に防犯カメラを設置しています。

防犯カメラにより取得した利用者や関係者のプライバシー情報については、「社会福祉法人 九頭 竜 厚生事業団 個人情報取扱要綱」並びに個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、且つ自主的なルール及び体制を確立し、以下の防犯カメラ取扱要領を定め、これを実行し維持することに努めます。

2. プライバシーへの配慮

当法人は、防犯カメラの管理・運用については、プライバシーの保全に十分な配慮をしなければならない。

所長は、防犯カメラ設置箇所の付近に、「防犯カメラ設置」等の表示をしなければならない。

3. 映像の保存・取扱

防犯カメラの映像の保存期間は、30日間とします。

保存期間が終了した映像情報（データ）は、自動的に新たな映像情報を上書きする方法により消去するものとします。

4. 映像の閲覧

防犯カメラの映像閲覧は、次の各号に定める事案が発生した場合に限定し、その閲覧に当たっては、所長の承認を得なければならない。

但し、所長不在若しくは、緊急時等やむを得ない場合においては、副所長又は総務部長の判断により、その閲覧を許可するものとし、事後、所長に報告します。

- (1) 犯罪行為、事件が発生した場合及び予防保全が必要な場合
- (2) 法人及び利用者の財産が侵害された場合及びその予防保全措置が必要な場合
- (3) 警察又は裁判所からの開示請求があった場合
- (4) その他、所長が必要と認めた場合

5. 閲覧の要請

防犯カメラの映像の閲覧を申請するものは、別記様式1による申請書を所長に提出しなければならない。

所長は、申請書を受け取ったときは、遅滞なくその申請の承認又は不承認の決定をしなければならない。

所長は、承認の決定をしたときは、映像の閲覧につき、日時、場所等を指定することができます。

申請書の保管期間は5年とします。

6. 映像閲覧時の立会

防犯カメラの映像を閲覧するに当たっては、次のうちいずれかの立ち会いの下に行わなくてはならない。

所長、副所長、総務部長、施設・事業所管理者、又は理事長から委嘱を受けた者

7. 立会者の守秘義務

立会者は、映像の内容及び関連情報に関して守秘義務を負います。

8. 映像情報の貸与

警察又は公的機関より映像情報の貸与を求められた場合は、所長の承認の下にこれを貸与するものとし、その利用目的、返却等について記載した書面を受領するものとします。

警察又は公的機関以外は、映像情報の貸与を申請することはできない。

9. 保守等の責任

防犯カメラの機器、映像情報の保守管理は、法人の責任の下に行います。

平成30年4月1日

社会福祉法人 九頭竜厚生事業団
理事長 五十嵐 研治郎

よう しき
様 式 1

ぼうはん えいぞうえつらん たい よしんせいしよ
防犯カメラ映像閲覧・貸与申請書

しゃかいふく しほうじん くずりゅうこうせいじぎょうだん りじちよう さま
社会福祉法人 九頭竜厚生事業団 理事長 様

わたし しゃかいふく しほうじん くずりゅうこうせいじぎょうだん ぼうはん とりあつかいようりよう きて い もと ぼうはん
私は、社会福祉法人 九頭竜厚生事業団 防犯カメラ取扱要領の規定に基づき、防犯カ
メラ映像の閲覧（貸与）を申請します。

しんせいしや
申請者

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

印

でんわばんごう
電話番号

えつらんまた 閲覧又は たいよたいしやう 貸与対象 しせつ 施設・事 ぎやうしよ めい 業 所 名	1 ぼうじんほんぶ で い ぐち 法人本部出入口
	2 くずりゅう う えの さと ろうか 九頭竜ワークショップ 上野の郷 廊下
	3 あさひけや事業所周囲 じぎやうしよしゆうい
	4 デイサービスセンター九頭竜 パブリックスペース くずりゅう
	5 あさひけやハイツ九頭竜 パブリックスペース くずりゅう
	6 九頭竜ワークショップ ななせ さと で い ぐち 七瀬の郷 出入口
	7 その他（ ）
えつらんまた たいよ 閲覧又は貸与を しんせい きかん 申請する期間	ねん がつ にち じ 年 月 日 時 ～ ねん がつ にち じ 年 月 日 時まで
しんせいくぶん 申請区分	1. けいじじけん 刑事事件 しよないじ こけんしやう 2. みんじじけん 民事事件 3. 所内事故検証 4. その他
しんせいじゆう 申請事由	

しゃかいふく しほうじん くずりゅうこうせいじぎょうだん しやうらん
社会福祉法人 九頭竜厚生事業団 使用欄

えつらん しやうにん ふしやうにん 閲覧の承認・不承認	しやうにん ふしやうにん ☐ 承認 ☐ 不承認	ねん がつ にち 年 月 日	しよ ちやう 所 長 しやうにん 承認 印
たいよ しやうにん ふしやうにん 貸与の承認・不承認	しやうにん ふしやうにん ☐ 承認 ☐ 不承認	ねん がつ にち 年 月 日	しよ ちやう 所 長 しやうにん 承認 印
えつ かん 閲覧	えつらんじっしび 閲覧実施日	ねん がつ にち 年 月 日	しよ ちやう 所 長 しやうにん 承認 印
	えつらんたちあいしや 閲覧立会者		印
	えつらんたちあいしや 閲覧立会者		印
たい 貸 与	たいよじっしび 貸与実施日	ねん がつ にち 年 月 日	
とっきじこう 特記事項			

「デイサービスセンター九頭竜」利用同意書

通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業「デイサービスセンター九頭竜」を利用するに当たり、利用約款及び重要事項説明書・別紙１・別紙２・別紙３を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、約款第８条の内容を踏まえ、これらを十分に理解した上で同意します。

説明者職氏名〔 印〕 同意者 利用者〔 印〕
身元引受人〔 印〕

同意内容を証する為、本書２通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、１通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

住 所 福井県勝山市旭町３丁目１０７番２
事業者名 社会福祉法人 九頭竜厚生事業団
デイサービス センター 九 頭 竜
代表者名 理事長 五十嵐 研 治 郎

【利用者】

氏 名 印

住 所

【身元引受人】

氏 名 印

(続 柄)

住 所

【本約款第５条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名	(続 柄)
住 所	
電話番号	

【本約款第９条及び第１０条第３に基づく緊急連絡先】

氏 名	(続 柄)
住 所	
電話番号	
携帯電話	